

地域を育て地域を伸ばす

THE CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY NEWS



Monthly Newspaper

# おおむら

## 会議所ニュース



発行所 大村商工会議所  
〒856-8601大村市東三城町6-1  
Tel 53-4222 Fax 52-2511

編集責任者 雄城 勝  
印刷所 第一印刷株式会社

http://www.omuracci.com E-mail:daiyou@omuracci.com

### MAR/2014

### No.663

おおむら さるく 広場 大村の食と物産、ものづくり紹介サイト  
おおむら さるく 広場



## 会員事業所様の情報発信サイトがオープン!!

POINT 1

### 検索機能

どなたでも簡単にお店を探すことができます。



POINT 2

### お店の特長を すっきり表示!

- 画像4枚で店舗や自慢の逸品を紹介
- 詳しいお店の基本情報を掲載
- 拡大伸縮自在のマップでお客様に便利



POINT 3

### スマートフォンにも対応!

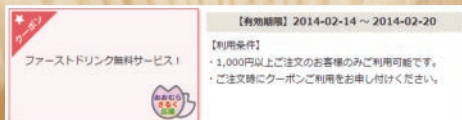
若い人を中心に広がるスマホにも対応! お手軽なモバイル検索とクーポンのご利用が期待できます!



POINT 4

### 低予算でクーポン広告が設定可能!!

お客様の獲得に絶大な効果を発揮するクーポンの設定が可能です。1クーポンあたり、1,000円(税抜)で掲載できます。



◎年間掲載料は  
税込 3,000円です  
(掲載料は別途、今後のサイトの機能向上に活用します)

詳しいお問い合わせは  
大村商工会議所 総務課  
TEL 0957-53-4222まで

**第16回 会員対抗ボウリング大会**



3月7日に毎年恒例の当所労働福祉委員会(堀内敏也委員長)主催・第16回大村商工会議所会員対抗ボウリング大会を、大村Jボウルにて開催し、会員事業所から20チーム(3名1組)が参加。優勝を目指して白熱した試合を繰り広げる中で、ストライクを出してハイタッチをしたり、好プレーを讃える拍手、大きな笑い声などが各チームから聞こえ、会場は熱気と暖かい空気に包まれました。

団体では、アートビレッジ春菜の「春菜A」チームが見事なチームワークで前回大会優勝チームの得点を61点上回る1165点(2ゲーム合計)で優勝。

2位にはパールハイムの「パールラバーズ」、3位には九州電通(株)の「アサチャン」が輝きました。

個人では、黒川あきみさん(「アサチャン」チーム)が434点(2ゲーム合計)という素晴らしいスコアで優勝しました。

惜しくも入賞が叶わなかったチームへも、健闘を讃えて素敵な賞品を贈り、大いに盛り上がりを見せた第16回大会も無事に終了しました。

ご出場頂きました会員事業所の皆様、ありがとうございました。

**日銀長崎支店を訪問視察**

**大村商工会議所理財部会**

当所理財部会(深堀博英会長)では3月7日、部会参加者13名(事務局2名)で日本銀行長崎支店を訪問視察しました。

この視察は、日本経済が大きく変動する中、地方経済の一翼を担う当所理財部会員の間に於いて、物価の安定のための金融政策への理解をより一層深めることが大変重要なことであるという考えのもと計画されました。

日頃なかなか入ることの出来ない同支店の施設を見学した後は、長崎市内のホテルへ移動し、「2014年の経済展望」と題して日本銀行長崎支店渡邊正一支店長の講話を受けました。その中で長崎県の金融経済概況についても触れられ、様々な調査データに裏付けされた大変興味深い考察を聞かさせていただきました。

講話会の後は、同支店長を囲んでの懇談会が行われ、適正な時勢の判断と知識を得られた大変有意義な視察研修となりました。



渡邊正一・日銀長崎支店長(真中)と理財部会参加者達

**(株)協電設が創業40周年、祝賀会を開催**

当所会員の、株式会社協電設(資本金 2,000万円)さんが本年で創業40周年を迎えられました。

同社は昭和49年にワキ電設として創業され、昭和53年に有限会社に、平成7年には株式会社組織を改組。社業である電気工事業で、同社の発展に従業員とともに努めてこられました。同社社長の協壽也氏は、当所の常議員(役員)並びに建設部会長に就任されており、当所の建設部会の活動を始め、事業並びに運営にもご尽力頂いております。

協社長は2月26日、市内のホテルで行われた祝賀会の主催者挨拶で、関係者への感謝と従業員への労いの辞を述べられるとともに、永年勤続従業員の表彰を行いました。祝賀会には同社の取引先を始め、当所役員、親交のあられる方総勢210名が出席。角谷会頭が同社の益々の発展を祈念し、祝辞を述べました。

また同社の関連会社、株式会社マホラが市内東大村に建設していた太陽光発電所(出力=500kw)の完成もお祝いました。現在の同社では「住まいのおたすけたい隊」を展開し、民間工事の取り込みにも力を入れています。

協代表取締役社長は、「社員の幸せを第一に、今後も地域社会へ貢献できる会社にしてゆきたい。」と抱負を述べられました。

この度は、誠にありがとうございます。



祝賀会にて挨拶する協社長(ステージ中央)と従業員の皆さん

政府広報 内閣官房 内閣府 公正取引委員会 消費者庁 財務省 経済産業省中小企業庁

あなたの暮らしを  
わかりやすく

**弱い立場の取引先(納入業者・下請・運送等)に  
消費税の引上げ分を押しつけることは違法です!**

困ったときは、すぐにご相談ください。

消費税価格転嫁等総合相談センター  
専用ダイヤル: 0570-200-123  
【受付時間】平日9:00~17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)※秘密厳守

◆減額、買いたたきなど消費税の転嫁拒否は禁止されています。

< 例 >

<input checked="" type="checkbox"/>	「支払い時になって」や「やっぱり消費税分は支払わないよ」
<input checked="" type="checkbox"/>	「増税3%分値引きしてよ」
<input checked="" type="checkbox"/>	「消費税3%分はのむけど、その分、本体価格を下げてよ」

◆消費税は、価格転嫁を通じて、国民の皆様にご負担いただくものです。  
\*消費税の引上げによる増税分はすべて社会保険(子育て、医療、介護、年金)に使われます。  
\*同時に、デフレ脱却と経済再生へ向け、十分な経済対策を講じてまいります。

みんなの安心を  
もっと、ずっと。 **消費税・今年4月から8%に。**

内閣府 転嫁対策 **検索**

この広告に関するお問い合わせ  
内閣官房消費税法価格転嫁等対策推進室 (03-3539-2610)

販路拡大をお考えの小規模事業者の皆様へ!!  
 中小企業庁 平成25年度補正予算事業  
**小規模事業者持続化補助金をご活用ください**

- 経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組みに対し50万円を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます
- 計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます
- 小規模事業者が対象です(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

◆ **補助対象者** .....

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆ **対象となる事業** .....

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

◀ **対象となる取り組みの例** ▶

- (1) 広告宣伝
  - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- (2) 集客力を高めるための店舗改装
  - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- (3) 商談会・展示会への出展
  - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- (4) 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
  - ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

◆ **補助対象経費** .....

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

◆ **補助率・補助額** .....

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(雇用を増加させる取り組みは上限100万円)

◆ **手続きの期限等** .....

	第一次公募		第二次公募
	第一次受付	第二次受付	
申請受付開始	2月27日(木)	2月27日(木)	7月上旬
申請締切	3月28日(金)	5月27日(火)	9月上旬
採択結果公表	4月下旬	6月下旬	9月下旬
実施	交付決定から平成27年1月31日の間に実施		
実績報告	補助事業終了後30日を経過する日 または平成27年2月10日の いずれか早い日までに報告		

詳細・ご相談は当所中小企業相談所まで TEL 53-4222

大村商工会議所のマル経融資が  
 小規模事業者の皆さんを応援!

**担保不要・保証人不要・低金利**

【融資額】 **1,500万円以内**

【利率】 年利 **1.60%**(固定) 平成26年3月12日現在

【こんな時にご活用ください】

- **運転資金として**  
仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなどに
- **設備資金として**  
工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入などに

【返済】 **運転7年以内(据置1年可)**  
**設備10年以内(据置1年可)**

● **ご利用できる主な条件**

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下、宿泊業および娯楽業は6人以上20人以下)の小規模事業者(役員、家族従業員、パート、アルバイトは除く)で、

- ・最近一年以上、大村市内で事業を営んでいること。
- ・大村商工会議所の経営指導を6ヶ月以前から受けていること。
- ・すべての税金を完納していること。

◆ **平成26年4月から貸付金額の上限が**  
**1,500万円→2,000万円へ上げられます。**

※この融資制度は、小規模事業者の方が商工会議所の経営指導を受けて、経営や技術の改善を図るための資金を担保も保証人も無しに低利で融資する国の制度資金です。商工会議所が申込を受付、審査の上、日本政策金融公庫へ推薦し、公庫から貸し出されます。

詳細・ご相談は当所中小企業相談所まで

御社の経営上の課題・問題を専門家が  
 解決いたします!

< **専門家派遣までの流れ** >

- まずは支援機関である大村商工会議所(地域プラットフォーム構成団体)にご相談ください。
- 支援機関では、企業からのご相談に応じ適した専門家を選定します。
- 支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じ専門家派遣を依頼。
- 企業に専門家が訪問し経営課題の解決に当たります(支援機関担当者も同行)

ミラサポでは、1企業に対して年間3回まで無料で専門家を派遣します!

※ **専門家派遣申請には「ミラサポ」の  
 会員登録(無料)が必要です**

※2回目以降は「ミラサポ」を通じて、企業が直接派遣依頼を行うこともできます。

支援ポータルサイト「ミラサポ」では専門家派遣事業における派遣申請の他、次のような機能をご利用いただけます。

- 国や公的機関の支援情報・支援施策に関する情報をわかりやすく提供
- 経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供
- 分野ごとの専門家データベースが整備されており、ユーザーが自らの課題に応じた専門家を選択し、オンライン上で派遣を依頼することができます。

本所中小企業相談所までお気軽にお問い合わせください。

# 消費税率引上げ対策チェックリスト



今回の消費税率引上げに際し、価格転嫁ができなければ、利益の減少等経営に大きな影響を及ぼします。以下のチェックリストをご確認のうえ、早めに転嫁対策を行いましょ。

- 買ったたきなど不当な値下げ要求は受けていませんか？
- 値札(価格表示)の対策はお済みですか？

▶平成25年10月1日から、「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されています。消費税の円滑かつ適正な転嫁のために、以下の4つの特別措置を活用しましょう。

- ①消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置(減額・買ったたきの禁止等)
- ②消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置(いわゆる「消費税還元セール」の禁止等)
- ③価格の表示(外税表示、税抜価格の強調表示)に関する特別措置
- ④消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為(転嫁・表示カルテル)に関する特別措置

※詳しくは、商工会議所にて配布しております「消費税率引上げ対策早わかりハンドブック」をご参照ください。  
※当所ホームページからもダウンロード出来ます。

- 駆け込み需要およびその反動減に対する準備はできていますか？

▶消費税率引上げの直前に注文が集中する場合に備えて、在庫や配送の確認を行いましょ。また、その4月以降に想定される反動減への対策(販売計画の策定等)も検討しましょ。

- 経理処理について準備はできていますか？

▶税率引上げ後は複数の税率が混在します。適用税率などで現場に混乱が生じないよう、今のうちから社内での売上計上基準等のルールを統一し、従業員や取引先などに事前の周知や確認をしておきましょ。また、レジや会計システム、請求書や見積書等の税率変更の準備もしておきましょ。

- 資金繰り対策はできていますか？

▶仕入額が多い企業は仕入れコストがどれくらい増えるのか見積もっておきましょ。また、消費税率が引上げられれば、税抜売上高や利益が変わらない場合、単純計算で、消費税の納税額は1.6倍になります。計画的に納税資金を確保しましょ。

- 税率引上げに対応した価格設定を考えていますか？

▶すべての商品価格を一律に3%分引上げると、消費者の購買意欲が低下してしまう可能性があります。事業全体でメリハリをつけた価格設定を考えましょ。事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁をしていれば、「便乗値上げ」にはあたりません。また原価低減や既存商品の見直しもあわせて実施し、これを機に経営力の強化を目指しましょ。

〈お問い合わせ先〉

**大村商工会議所 中小企業相談所 TEL 53-4222**

## 大村商工会議所NEWSへの広告掲載受付中です

新商品などの販売促進やイベントなど期間限定の告知媒体としてご活用ください。来月4月号は市内折込み(2万4000部)版です。

お問い合わせは 総務課まで TEL 53-4222

**発行部数** 2万4000部(4月20日(日)折込み予定。受付メ切4月10日(木))

**広告枠** 1枠=6cm×11.5cm

**掲載料** 表面・裏面2色 21,000円  
2・3面モノクロ 10,500円

※4月号  
広告1枠



# 消費税率引上げと中小企業の転嫁対策 第2回

このシリーズの2回目は、消費税の転嫁対策で基本となる「事業全体で利益を確保する」という点についてお伝えします。前回、お伝えしたように税率が上がった消費税をそのまま価格転嫁し、収益を確保することは、消費マインドの減退や競合との価格競争を考えると、なかなか難しいものです。現実的な対応としては、一律に価格転嫁するのではなく、事業全体で収益を確保することが、転嫁対策の基本的な考え方となります。具体的には、下の図を見ながら消費税の転嫁対策を考えてみましょう。

## 転嫁対策はいろいろな視点から

下の図のように、転嫁対策はいろいろな視点から考える必要があります。事業全体で収益を確保するためには、売上・原価という2つの視点に大きく分け、さらにその中で対策を考えます。売上を向上させるために、まずは、既存商品の「価格」と「数量」での対応があります。これは、既存商品の価格を変更するか・維持するかといった価格面での対応と、販売数量を効果的な販売促進活動などによって増やすなどの価格面以外での対応があります。一般的に、中小企業が単純な価格競争で勝ち抜くことは難しく、既存商品をそのまま販売するのであれば、転嫁対策としてはより効果的な販売促進活動で、数量を増やしていかなければなりません。しっかりとした販売計画の立案と方針の決定、実現に向けた適切な方策の実施、さらには、必要に応じて修正を講じていくことが求められます。



## 付加価値を高め新価格設定を

売上げ向上のために、もう一つぜひとも取り組みたいことは、新たな収益源の確保です。ただし、ゼロから新たなものをつくるといった「新たな商品開発」は、なかなかハードルが高いと思われます。そこで、既存商品

に少し違った角度から手を加えてみるなど、今までと異なる視点で品質改良や利便性向上を目指してはいかがでしょうか？ 顧客ニーズに合うように既存商品を改良することで、付加価値を高め、新しい価格を設定することを考えてみてください。例えば、①**原材料の品質や量の改善**:より良い材料を使うことによる品質の改善やサイズの変更(小分けなど)で、安心面や買いやすさを訴求する、②**提供方法の変更**:工場や産地からの直接納品による鮮度向上や、宅配実施による利便性の向上を図る、③**他商品やサービスとの組み合わせ**:使用場面を想定した他商品との抱き合わせ販売や新たなサービスを追加することにより、買い上げ点数を増やすなど。このようなちょっとした工夫で、既存商品を新たな商品として提供することも可能になります。

## コスト削減にも取り組みましょう

収益確保にむけて原価のコスト削減も重要です。無駄を省くことや節約といった通常のコストダウン以外にも、販売計画の作成とこまめな見直しによって精度を上げ、廃棄ロスの削減や適正在庫を真剣に考えてはいかがでしょうか。さらに検査の低減や梱包の簡素化、仕様の寸法公差などの緩和という点も、もう一度見直すことはできないでしょうか。売上げをアップさせるという攻めだけでなく、原価を低減するといった守りも含め、総合的な対策が転嫁対策の基本です。以上、2つの視点から転嫁対策を検討することが必要です。

転嫁対策を講じることは、これまでの収益確保の仕方を見直す絶好の機会になります。この機会を上手く活用し、収益の確保、さらには拡大を目指してください。

次回3回目は資金繰りや会社としての組織対応に関する対策を考えてみます。

LOBO調査 2014年2月調査結果

業況DIは、一服、駆け込み需要への期待も、反動減など先行き不安が広がる  
<結果のポイント>

- ◇2月の全産業合計の業況DIは、▲7.7と、前月から▲4.6ポイントの悪化。個人消費では、消費税引き上げ前の駆け込み需要がみられるものの、東北・関東を中心とする記録的な大雪により、物流への支障や売上減少など、製造業・非製造業を問わず、影響は広範に及んだ。中小企業の景況感は、売上・受注の堅調な推移を背景に改善傾向が続いていたが、足元では、仕入コストや電力料金、人件費などの負担増に加え、駆け込み需要の反動減への警戒感が伺える。
- ◇業種別では、建設業は、公共工事の入札不調に加え、一部で住宅着工が落ち着きつつあるためプラス幅が縮小。製造業は、悪化したものの、「好転」から「不変」への変化が主因であり、自動車関連のけん引が続く、実体はほぼ横ばい。卸売業は、衣料品や食料品関連で、仕入価格の上昇・高止まりが続く、収益改善が遅れていることから悪化。小売業は、駆け込み需要がみられるものの、大雪の影響により客足が遠のき、企業マインドが悪化したためマイナス幅が拡大。サービス業は、大雪に伴い、物流に支障が出た運送業のほか、客数減少やキャンセルが相次ぎ売上が伸び悩んだ飲食・宿泊業が押し下げ、悪化。
- ◇項目別では、売上DIは、消費者のマインド好転や消費税引き上げ前の駆け込み需要により、高価格帯商品の売れ行きが好調な小売業で、消費税が5%になる直前の97年3月(▲5.3)以来の水準となった。
- ◇先行きについては、先行き見通しDIが▲14.5(今月比▲6.8ポイント)と、大幅な悪化を見込む。消費税引き上げ前の駆け込み需要により、3月は衣料品や日用品など、小売業を中心に売上・受注の増加が見込まれるものの、仕入コストや電力料金、人件費などの負担増が続く中、4月以降、反動減による受注の落ち込みや消費マインドの低下などが見込まれ、中小企業においては先行きに対する警戒感が強まっている。

【ブロック別概況】

- ブロック別の業況DI(前年同月比ベース)は、北陸信越で改善、東海、四国では横ばい、その他の6ブロックで悪化した。ブロック別の概況は以下のとおり。
- 北海道は、観光関連では、食料品などの仕入コストや電力料金の負担増により収益改善が遅れているほか、暴風雪に伴う鉄道の運休などにより利用客が減少したため、4か月ぶりに悪化。
- 東北は、復興関連をはじめ公共工事の入札不調が続いていることに加え、宿泊業などでは、大雪の影響によりキャンセルが相次ぎ、2か月連続で悪化。
- 北陸信越は、改善したものの、「悪化」から「不変」への変化が主因であり、大雪の影響から観光関連が伸び悩むなど、実体はほぼ横ばい。
- 関東は、大雪に伴い、飲食店や小売店で客足が遠のいたことに加え、一部の製造業などでは、資材・部材の調達に滞ったほか、従業員が出動できないなど、生産体制に影響が出たことから、3か月ぶりに悪化。
- 東海は、好調な自動車を中心に、工作機械などの関連する製造業によるけん引が続いており、4か月連続で改善。
- 近畿は、小売業や飲食業では、同業他店を含めパート・アルバイトの採用が活発化する中、人員を確保するため時給単価を上げざるを得ないなど、収益が圧迫されていることから、4か月ぶりに悪化。
- 中国は、「好転」から「不変」への変化が主因であるものの、仕入価格上昇分の転嫁が遅れているサービス業が全体を押し下げ、3か月ぶりにマイナス幅が拡大。
- 四国は、取引先からのコストダウン要請が強まっている卸売業で業況が悪化したものの、消費税引き上げ前の駆け込み需要により、衣料品や自動車向けなどの繊維関連が好調だったことから、ほぼ横ばい。
- 九州は、建築関連や自動車関連の需要拡大から原材料価格が上昇する中、価格転嫁が追い付かない建設業や製造業で業況が悪化したことから、5か月ぶりにマイナス幅が拡大。
- ブロック別の向こう3か月(3~5月)の業況の先行き見通しは、今月と比べ、東北・中国で改善、九州では横ばい、その他の6ブロックで悪化する見込み。消費税引き上げ前の駆け込み需要により、3月は小売業を中心に売上・受注の増加が見込まれるものの、仕入コストや電力料金、人件費などの負担増が続く中、4月以降、反動減による受注の落ち込みや消費マインドの低下などが見込まれ、中小企業においては先行きに対する警戒感が強まっている。

ブロック別・全産業業況DI (前年同月比)の推移

	13年				14年		先行き見通し 3~5月
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全 国	▲15.1	▲11.9	▲12.8	▲7.4	▲3.1	▲7.7	▲14.5
北 海 道	▲1.6	1.5	▲1.6	▲0.8	7.0	▲0.8	▲9.1
東 北	▲15.9	▲11.8	▲20.2	▲9.9	▲12.3	▲20.2	▲14.9
北陸信越	▲14.2	▲11.5	▲6.0	0.7	▲7.4	▲6.0	▲20.1
関 東	▲17.3	▲9.6	▲14.9	▲9.4	▲3.7	▲9.8	▲15.8
東 海	▲8.7	▲10.7	▲7.3	▲1.1	2.9	3.5	▲15.8
近 畿	▲26.6	▲28.5	▲21.8	▲14.1	▲3.4	▲4.7	▲10.5
中 国	▲5.0	▲10.5	▲10.9	▲7.9	2.2	▲10.6	▲9.5
四 国	▲16.2	▲10.5	▲13.2	▲11.7	▲11.2	▲10.6	▲17.1
九 州	▲22.5	▲16.4	▲13.5	▲9.6	▲3.0	▲13.1	▲13.8

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3か月の先行き見通しDI

新入会員

●2月入会

森造園

住所・電話 大村市竹松本町719-2 TEL(0957)55-3024  
代表者 森 芳美 業種 造園業

松下商店

住所・電話 大村市赤佐古町98 TEL(0957)53-8900  
代表者 松下 祐三 業種 運送業

●3月入会

マルシェ・ド・アイ

住所・電話 大村市今富町793-1 TEL(070)5698-1066  
代表者 長谷川 恵子 業種 直売所

三役の動き 2月

3日	● 富松神社・節分祭 専務
4日	● 玖島稲荷神社初午祭 中村副会頭 ● 大村市観光コンベンション協会「おもてなし講座」 専務
5日	● 大村市新幹線新大村駅(仮称)周辺地域まちづくり計画 策定委員会(第5回) 中村副会頭
7日	● 大村バスターミナルビル管理組合オーナー会議 専務 ● 三役会 三役 ● 西大村地区商店会連合会新年会 会頭、専務
10日	● おおむら秋まつり関係打ち合わせ 専務 ● 特産品開発委員会 中村副会頭
11日	● 建国記念の日奉祝行事・日の丸行進 会頭、中村副会頭、専務 ● 第9回長崎街道大村藩宿場まつり 会頭
12日	● 大村市料飲業生活衛生連合組合「新春のつどい」 三役
14日	● 観光部会運営委員会 中村副会頭 ● 大村市商店会連合会新春懇談会 三役
17日	● 諫早会議所理財部会と当所理財部会との交流会 中村副会頭
18日	● イルミネーション事業への協力要請(大村工業高校) 専務 ● 中心市街地における情報案内板設置に係る意見交換会 専務 ● 労働福祉委員会 専務
20日	● 大村市東京事務所開設25周年記念事業実行委員会 専務
21日	● (公社)諫早大村法人会理事会 専務 ● 平成25年度大村市青少年問題協議会 専務 ● おおむら秋まつり実行委員会 専務
22日	● 大琴会2月例会 中村副会頭、専務
24日	● 西九州統合型リゾート研究会第2回統合型リゾート (IR)に関するシンポジウム 会頭 ● 大村市民の翼実行委員会 専務 ● 大村・諫早商工会議所正副会頭懇談会 三役
25日	● 大村バスターミナルビル管理組合職員採用試験 専務
26日	● (株)協電設創業40周年記念ゴルフコンペ、祝賀会 三役
27日	● まちかど市民ギャラリー 専務 ● 浜屋百貨店大村店跡地の活用構想に係る事業化支援会議 専務
28日	● (一社)長崎県精神保健福祉協会第2回事業部会 専務 ● 県央地域産業保健センター運営協議会 専務

## 独占禁止法や下請法に関する疑問や質問 独占禁止法相談ネットワークにご相談ください

会員事業者の皆さん、取引先から下請代金を一方的に減額された、買ったときにあっていないなど、不公正な取引で困っていることはありませんか。そんなときは、独占禁止法相談ネットワークをご利用ください。大村商工会議所が身近な相談窓口となっています。

相談内容は、公正取引委員会へと迅速に取り次がれ、適切な対処、的確な対応が図られます。また、会員事業者の皆さん自らが独占禁止法や下請法に違反しないよう、疑問や相談にも対応しています。

**独占禁止法では、公正かつ自由な競争を守るため、私的独占、カルテル・談合を厳しく規制しています。また、取引上優越した地位にある事業者が取引相手に対して、一般的な商慣習に照らして不当に不利益を与える“優越的地位の濫用”をはじめ、不公正な取引方法を禁止しています。**

### 問題となった事例

**Aスーパーは、**  
納入業者に対し、算出根拠、使途等を明らかにしないで、**納入業者の利益の範囲を超える額の協賛金を要請し、負担させた。**



**Cホテルは、**  
仕入取引に影響のある役員や従業員等が、納入業者に対し、組織的かつ計画的に、ホテルで開催するディナーショーのチケットの購入を要請し、購入を余儀なくさせた。



**Bコンビニエンスストアのチェーン本部は、**  
主要な納入業者に対し、全ての商品について、その一定個数を通常支払われる対価より**著しく低い対価で納入させた。**



**D家庭用品等小売業者は、**  
店舗を閉鎖又は改装するときに、納入業者に責任がないのに、**販売しないこととした商品を納入業者に引き取らせた。**



**下請法では、**物品の製造・修理委託、情報成果物(プログラム、デザインなど)の作成委託、役務(各種サービス)の提供委託などの下請取引において、親事業者が下請事業者に対して優越的地位を濫用することを禁止しています。親事業者と下請事業者の定義は、資本金区分によって定められています。

親事業者は発注書面の交付も義務付けられています。

- 下請け代金の支払遅延
- 買ったとき  下請代金の減額
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更、やり直し
- 受領拒否  不当返品
- 物の購入強制、役務の利用強制
- 割引困難な手形交付

詳細・ご相談は 大村商工会議所 中小企業相談所 Tel 53-4222  
または公正取引委員会に直接相談することもできます。

**公正取引委員会事務総局**  
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1  
中央合同庁舎 第6号館B棟  
Tel 03-3581-5471 (代表)

大村商工会議所主催

# 無料法律相談会

経営のことからプライベートなことまで

会員事業所と、従業員様のための“無料”法律相談では、**些細なことでも**ご相談に応じます。

**場所** 大村商工会議所 **期間** 下記のとおりです

**対象** 当所会員事業所 (従業員含む) **担当弁護士** 八木 義明 (長崎県弁護士会所属)

**日時** ●4月4日(金) ●5月2日(金) ●6月6日(金)

相談時間

- 13:00～
- 13:40～
- 14:20～
- 15:00～
- 15:40～
- 16:20～

～担当弁護士のご紹介～



八木義明法律事務所  
**八木 義明**  
(長崎県弁護士会所属)

\*事務所住所:大村市東本町290-2(大村裁判所前、検察庁横)  
\*事務所電話:0957-47-9800\*ホームページ:www.yagi-lawyer.com

【申込・連絡先】大村商工会議所 電話：0957-53-4222 担当：岡野・山崎

個人保証債務の負担にお悩みの方へ

**経営者保証に依存しない資金調達を応援します**  
経営者保証に関するガイドライン

**経営者保証に依存しない融資や、保証債務の整理について、ご相談に応じます。**

### 【経営者保証に関するガイドライン】

●経営者保証について、

- ①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
- ②多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決定した際に一定の生活費等(従来自由財産99万円に加え、年齢に応じて100万円～360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

《利用をご希望の方には専門家を派遣しアドバイスします。》

●第三者保証人についても、上記②、③については経営者本人と同様の取扱となります。

※また金融庁においても、金融機関等による本ガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、監督指針・金融検査マニュアルの改正を予定しています。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 九州本部 TEL 092-263-0300

(大村商工会議所 中小企業相談所 TEL 53-4222

各地の認定支援機関へ

→ポータルサイト「ミラサポ」にてご案内しております。

**政府系金融機関でも経営者保証を求めない  
資金繰り支援を強化します**

### 【保証人特例制度の拡充・新設】

●日本政策金融公庫は、中小企業向けの経営者の個人保証を免除・猶予する特例制度について、積極的に対応します。

制度利用時の加算利率：上乗せ無し～0.4%(免除制度)  
上乗せ無し～0.1%(猶予制度)

●また、小規模事業者向けに、個人保証を免除する特例制度を創設しました。

制度利用時の加算利率：一律0.3%上乗せ(免除制度)

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 平日 TEL 0120-154-505

※受け付けは、平日9:00～19:00

## 特定商工業者負担金3,000円 入金がお済みでない皆さまへ

当所は、商工会議所法(法律第143号昭和28年8月1日公布)に基づき、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む事業所については5人)以上の事業所、または、資本金額(払込済出資総額)が300万円以上の事業所を「特定商工業者」として法定台帳に登録することが義務づけられております。

この法定台帳は、内外商取引の斡旋、商工業に関する証明、その他重要な諸経済調査の基礎資料となるなど、商工会議所事業遂行上、必ず備えなければならない台帳であります。

つきましては、特定商工業者に該当されます事業所の皆さまは、商工会議所法第12条に基づく、法定台帳の作成、管理及び運用に対する**負担金¥3,000を平成26年3月31日(月)までにご納入いただきますようお願い申し上げます。**

なお、3月に入りご入金の確認が出来ない事業所に対しては、督促のお電話と、集金に伺わせていただきますので、ご理解とご協力の程よろしくごお願いいたします。

## 口座振替をご利用の皆様へ

H26年度会議所会費 口座振替日のお知らせ  
平成26年度の口座振替日は下記日程になっております。

第1期 平成26年 **4月3日(木)**  
(4月～7月分)

第2期 平成26年 **8月4日(月)**  
(8月～11月分)

第3期 平成26年 **12月3日(水)**  
(12月～翌3月分)

※商工会議所の会費口座振替は、4月・8月・12月の各3日です。  
※H26年度8月は3日が休日ですので、翌営業日にお振替させていただきます。  
なにとそよろしくご申し上げます。

会費のご納入方法で、口座振替をご利用でない事業所様は、振込手数料なしの便利な口座振替をご利用ください。  
口座振替のお申し込みは、当所までお気軽にお問い合わせください。

## 桜まつり「シュガーロード大村すい〜つまつり」 「さくらカフェ」プログラム

日時 平成26年 **4月6日(日)**   
10時30分～15時30分

場所 大村公園内(板敷櫓下広場)

【プログラム】

10:30 『さくらカフェ』 開店  
会長挨拶



恒例の大村市内の菓子店舗の食の祭典、食べ比べを楽しめます!

桜カフェの前売券 500円/当日券 600円  
大村公園観光案内所と大村駅前観光案内所にて発売中です。

お一人30分時間制限 フリードリンク制

11:00～ 長崎がんばらんば国体PR  
草野仁ミニライブ・国体グッズがもらえるクイズ



夜には公園内がライトアップされ、日中とはまた趣の違う夜桜も楽しめます。

- 11:50～ 案内 (熊本県長洲町物産紹介)  
マスコットキャラクター ●長洲町「ふれきんちゃん」  
●大村市「おむらんちゃん」紹介
- 12:30～ 2014年度 大村フラワー大使選彰式
- 13:00～ オフクロッツミニライブ
- 14:00～ MIFミニライブ  
大村フラワー大使写真撮影会 (大村公園内)
- 15:00 入場締め切り
- 15:30 『さくらカフェ』 閉店